

刑事免責制度

考えられる制度の概要

1 刑事免責制度

(1) 検察官は、一定の場合には、裁判所に対し、証人尋問を次に掲げる条件により行うことを請求することができるものとする。

ア その証人尋問において尋問に応じてした供述及びこれに由来する証拠は、証人による偽証等の罪に係る事件において用いる場合を除き、証人の刑事事件において、これらを証人に不利益な証拠とすることができないものとする（派生使用免責）。

イ その証人尋問においては、第146条の規定にかかわらず、自己が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある証言を拒むことができないものとする。

(2) (1)の請求を受けたときは、裁判所は、証人尋問を(1)ア及びイに掲げる条件により行う旨の決定をするものとする。

2 第1回公判期日前の証人尋問における利用

刑事免責制度は、第1回公判期日前の証人尋問においても利用できるものとする。

【検討課題】

1 どのような場合に本制度を利用できるものとするか

(1) 本制度を利用できる「一定の場合」

- 検察官による請求の時期・理由をどのように定めるか。
 - ・ 証人尋問を請求するに当たり、尋問すべき事項に、証人が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項が含まれる場合
 - ・ 証人尋問の開始後に、証人が第146条の規定により証言を拒絶した場合
- 検察官が請求に当たり考慮すべき事情をどのようなものとするか。
 - ・ 関係する犯罪の軽重及び情状
 - ・ 証言の重要性
 - ・ その他の事情

(2) 決定の効力

- 決定は、当該証人尋問の間、その効力を有するものとするか。

2 裁判所の役割

(1) 裁判所の判断事項

- 裁判所は、検察官の請求について、どのような審査を行うこととするか。

A案 適式性（「尋問すべき事項に、証人が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項が含まれる」こと、又は「証人が第146条の規定により証言を拒絶した」こと）がないと明らかに認められる場合に限り、請求を却下するものとする。

B案 適式性を確認するほか、必要性及び相当性を実質的に審査し、これらを欠くと（明らかに）認められる場合にも、請求を却下できることとする。

(2) 職権による決定

- 裁判所の職権による決定を認めることの要否及び当否

3 第1回公判期日前の証人尋問における利用の在り方

- 更に本制度を十分に活用できるようにするため、第1回公判期日前の証人尋問を拡充するか。その場合、現行規定のどのような要件を見直す必要があるか。

4 対象犯罪

5 その他

- 刑事手続の公正及び国民感情との関係